

新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(令和5年8月21日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定）に基づき、市の公共施設に太陽光発電設備等を設置する者に対して新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（次条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市が実施する公共施設への太陽光発電設備等導入事業により、当該公共施設に太陽光発電設備又は蓄電池を設置すること。

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定）に定める交付要件（太陽光発電設備（自家消費型）及び蓄電池の設置に係る部分に限る。）を遵守すること。

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を合算した額とし、事業実施年度の予算に定める額を上限とする。

(1) 太陽光発電設備 太陽光発電設備の設置に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 蓄電池 蓄電池の価格及び設置工事に要した費用の額の合計額を当該蓄電池の蓄電容量（小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）で除して得た額（以下この号及び次項において「基準額」という。）又は次項に規定する基準額の上限額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額に、当該蓄電容量を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 基準額の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池 155,000円

(2) 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池 190,000円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金交付申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金の交付に係る設備（次条及び第7条において「対象設備」という。）の設置に着手するものとする。

(変更等承認申請)

第6条 交付決定者は、第4条の規定による申請の内容を変更し、又は対象設備の設置を中止しようとするときは、新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第7条 交付決定者は、対象設備の設置の完了後、速やかに新座市公共施設太陽光発電設備等導入完了報告書に必要書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(交付確定通知)

第8条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金交付確定通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市公共施設太陽光発電設備等導入補助金請求書により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

(リース料金からの控除)

第10条 交付決定者は、この要綱に基づき交付された補助金の額に相当する額を、設置した設備に係るリース料金から控除しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

附 則（令和6年7月24日市長決裁）

この要綱は、決裁があった日から施行する。

附 則（令和8年4月20日市長決裁）

この要綱は、決裁があった日から施行する。